



上下水道料金の減免を受けている人は更新手続きを

業務課 **TEL** 775-5161
FAX 775-9041

児童扶養手当を受給しており、上下水道料金の基本料金の減免を受けている人は、減免の更新手続きが必要です。手続きをしないと、減免を継続できません。対象者は事前に申請書を郵送します。

申請書、児童扶養手当証書の写し(有効期限が切れていない物)を用意して、11月5日(木)～12月15日(火)(土・日祝を除く)に直接または郵送で業務課(〒362-0013上尾村1-157)へ

9月定例市議会補正予算などの議案を可決・同意

総務課 **TEL** 775-4963
FAX 775-9819

9月定例市議会は、8月31日～9月18日の19日間の会期で開かれました。この議会では、空家等対策計画の作成等に関する協議を行う上尾市空家等対策協議会の設置条例案や、その関連経費などを計上した一般会計補正予算案などの議案が審議されました。

このうち市長提出の議案では、平成26年度決算認定関係の7議案が決

算特別委員会に継続審査案件として付託され、残りの16議案は全て原案でおり可決または同意されました。

●教育委員会委員の任命

教育委員会委員に、中野住衣氏すみえを任命することが同意されました。

上尾市空家等対策協議会の市民委員を募集

交通防犯課 **TEL** 775-5138
FAX 775-9927

市の空家などの対策の指針となる「上尾市空家等対策計画」を策定するため、「上尾市空家等対策協議会」を発足し、市民委員を募集します。この協議会は、市議会議員、学識経験者、市内団体、公募市民と行政から構成されます。

【任期】平成28年1月(予定)から2年間
【平日】毎週月曜日～金曜日
【開催場所】市内に在住の満20歳以上で、空家問題に关心があり、継続して会議出席できる人(国または地方公共団体の議員を除く)
【定員】2人以内

『災害ハザードマップ』有料広告募集

危機管理防災課 **TEL** 775-5140
FAX 775-9927

災害に強いまちづくりを推進するため「災害ハザードマップ」を市内各世帯・公共機関に配布します。「災害ハザードマップ」は、建物倒壊危険度・揺れやすさ・液状化危険度を示した地図「地震ハザードマップ」と荒川などで洪水が発生した際に予想される浸水区域や過去の浸水実績について)を添えて、11月2日(月)～27日(金)に直接または郵送かメール(**TEL** 8501-本町3-1-1)へ

添えて、11月2日(月)～27日(金)に直接または郵送かメール(**TEL** 8501-本町3-1-1)へ

※掲載基準や取扱要綱はホームページに掲載しています。

平成28年 上尾市成人式

生涯学習課 **TEL** 775-9490・**FAX** 776-2250

20歳の皆さん、成人おめでとうございます。大きく飛躍しようとしている皆さんをお祝いするため、次のとおり成人式を開催します。
【開催日時】
①第1回／10時30分～11時40分(受付／10時～)
②第2回／12時45分～13時55分(受付／12時15分～)
※1月11日(祝)の成人の日ではありません。
【開催場所】 上尾市文化センター
【開催期間】 平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれで①市内のJR高崎線東側に在住の人②市内のJR高崎線西側に在住の人
※中学校卒業時に市内に在住で、その後市外に転出した人も出席できます(申し出により案内状を郵送します)。案内状は11月1日(日)現在の住民登録(外国人住民を含む)を基に、12月上旬に郵送します。11月1日以降の市内転入者や前記の条件を満たす人は生涯学習課に連絡してください。
※駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



平成27年の成人式



昨年のあげおイルミネーション

上尾の冬の風物詩として親しまれている「あげおイルミネーション」。手作りイルミネーションなどで上尾の冬を温かく演出します。**時**11月14日(土)～平成28年1月7日(木)17時～**所**JR上尾駅自由通路・東・西ペデストリアンデッキ、JR北上尾駅東・西口駅前広場 **※**11月14日に自由通路で点灯セレモニーを行ない、17時30分に点灯します。

2015あげお
イルミネーション

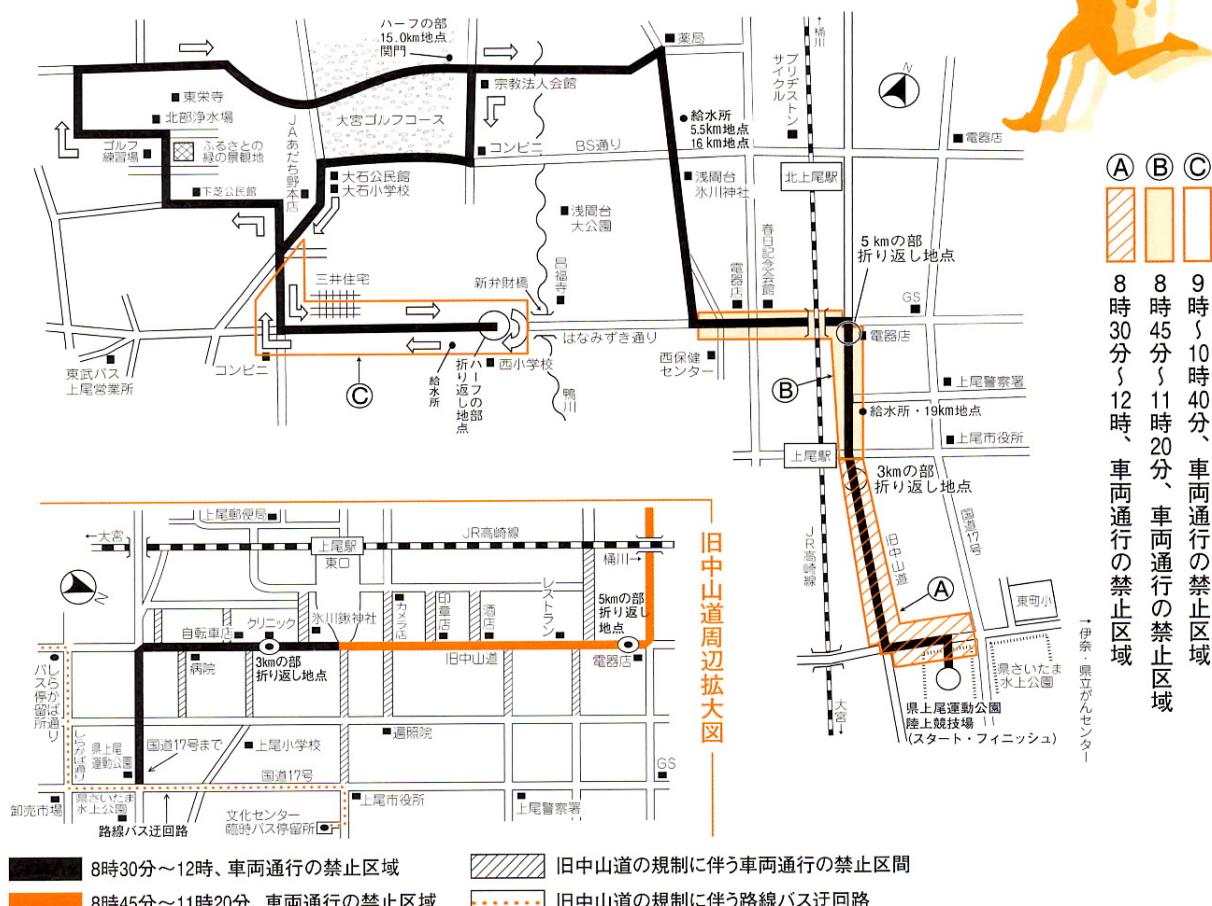
上尾市観光協会

**11月15日(日)
開催 上尾シティマラソンの交通規制にご協力を**

スポーツ振興課 ☎781-8112・Fax776-2250

2015上尾シティマラソンを11月15日(日)に開催します。当日マラソンコースになる道路は、ランナーの通過する時間帯が交通規制の対象になります。特に下図に示した部分の道路は大幅な交通規制が行われますので、車やバスなどお出掛けの際には注意してください。

安全と事故防止のため、現場の警察官や大会競技役員の誘導に従い、コース内の駐車もご遠慮ください。当日は、コース周辺道路が大変混雑しますが、ご協力をお願いします。



時とき **所ところ** **内内容** **対対象**
申込しごとく ※記載のないものは「当口」直接会場へ!

費用・金額 ※記載のないものは「無料」
問い合わせ先

宋史

植物物

ひとり親家庭等医療費支給制度の現況届の提出と就学支度金制度

子ども支援課 **℡775-6819
㈹774-5342**

●現況届の提出

ひとり親家庭等医療費支給制度に登録している人(児童扶養手当受給者は除く)は、引き続き制度を利用できるかどうかを審査するため、毎年11月に現況届の提出が必要です。対象者には10月下旬に通知書を郵送しましたので、通知書に記載された必要書類と印鑑を持参してください。

【申請期間】11月2日(月)～16日(月)

●就学支度金を支給

県では、ひとり親家庭または養育者家庭の児童が中学校に入学する時、就学支度金を支給します。 **※**

平成28年4月に中学校に入学する児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父または父母のいない児童を養育している人で、生活保護世帯を除く市民税非課税世帯の人(申請者、同居の親・兄弟姉妹などの扶養義務者それぞれ全員の平成27年度の課税金額が0円であった世帯に限る) 【支給額】対象児童1人につき1万円 **■** 申請者名義の普通預(貯)

金口座番号が分かる物の他、①年金受給者はその記号と番号②児童扶養手当受給者は証書番号③ひとり親家庭等医療制度登録者は受給者番号が分かる物をそれぞれ用意して、12月25日までに子ども支援課へ ※平成27年1月1日現在上尾市に住民登録がなった人は市町村民税非課税証明書が必要です。期限を過ぎると申請できませんので注意してください。



子育て世帯臨時特例給付金の申請は12月1日(火)までに

子ども支援課 **℡775-5120
㈹774-5342**

児童手当現況届を提出した人は申請が済んでいます。期限を過ぎると申請できませんので注意してください。 ※10月19日に最初の支給をしています。以降は2週間置きをめどに支給予定です。支給日前に送付される通知を確認してください。公務員の子育て世帯臨時特例給付金の対象者は、勤務先から申請書が届きます。

■給付金についての問い合わせ

上尾市臨時給付金コールセンター

ー**℡0800-805-8566 (平成28**

(月)までの(土)(日)(祝)を除く)

■制度に関する問い合わせ

厚生労働省の2つの給付金専用ダ

年1月29日(金)までの9～17時(土)
祝、12月29日(火)～1月3日(日)を除く
専用電話**℡775-5182 (12月28日**

あげおヒューマンライツミーティング 21

人権男女共同参画課 **℡775-5117・㈹778-5112**

■12月5日(土)12時～16時30分 **℡上尾市コミュニティセンター 内右表のとおり** ※当日は手話通訳と1歳～未就学児が対象の託児(有料)があります。託児を希望する人は12月1日(火)までに、直接または電話で人権男女共同参画課に申し込んでください。

●落語で人権講演会

～落語で人権について考えよう～

高座で配慮している表現や、人権意識の薄かった時代に作られた落語を通して人権について考えてみましょう。楽しくて理解が深まる一席です。 **℡12月5日15時～16時30分** 【講師】落語家・三遊亭彩大さん **定300人**

【プロフィル】さんゆうてい・さいだい



(一社)落語協会所属、さいたま市(旧・大宮市)出身。平成13年に三遊亭圓丈に入門し、平成16年に二ツ目、平成27年に真打に昇進し「彩大」となる。由来は出身地の埼玉(「彩」の国)の「大」宮から。

団体名	内 容	とき
上尾市国際交流協会	ミニ講演／外国人相談員から見た市内在住外国人の現状～在住外国人が困ることはどんなこと？～	13時10分～14時20分
彩の子ネットワーク	子どもにとって幸せってなんだっけ？私にとって幸せってなんだっけ？～横並び型アクションリサーチより～	
杜の家	発表／真面目に精神障害やってます～笑いも涙もお届けします～	
手をつなぐ親の会	今、何が楽しく幸せですか	
ムーミンの会	昼食交流会	
がらがらどん	ミニコンサート・ミニミュージカル／『レ・ミゼラブル』と音楽劇	
女性フォーラムあげお	男女共同参画を学び合い発信する	
認知症キャラバンメイト	展示とビデオ上映／正しく知ろう認知症～認知症の人への対応～	
ムーミンの会	コンサート／心が癒やされるひと時を！～身近な曲を、爽やかな歌声とクラシックの調べで楽しむ～	12～13時
人権標語・作文表彰式		14時30分～15時
落語で人権講演会～落語で人権について考えよう～		15時～16時30分

市長 キラリ 通心 笑顔ミーティング

市長 島村 穣

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。庭木も紅や黄に色づき、秋の深まりを感じる季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

先日、「あげおえがおミーティング」の一つであるママミーティングを行いました。これは、文字通り子育て世代のママに集まってもらい、上尾での“住む”“育てる”といったことをテーマに「生の声」を出し合っていただき、シティセールスにつなげようとする取り組みです。ミーティングでは「子育てがしやすい」「意外と便利」「緑が多い」「結婚・出産を機に上尾に引っ越してきた」など、たくさんの声をいただき、上尾の魅力を再発見することができました。当日は、赤ちゃんから小さな子どもも一緒に和やかに行われ、私も久しぶりに赤ちゃんを抱っこしてあやしましたが、温かくてとてもかわいく、自然と笑顔があふれました。

上尾市全体が「笑顔きらめく“ほっと”なまち」になるには、温かな笑顔あふれる家庭や場所があることが

大切であると感じています。市では、子どもたちの豊かな成長のために、学校教育を始めさまざまな取り組みに力を注いでいます。先日も、地区や青少年団体が主催となり「青少年健全育成推進大会」が開かれました。「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、25回目を迎える催しで、毎回大勢の参加者があり、上尾の子どもたちはまさに地域に見守られているのだと感じました。

「子供の生活力に関する実態調査」では、地域や自然の中で子どもはより成長するという調査結果があるそうです。自然の中での遊びや地域行事への参加といった、いわゆる勉強以外のさまざまな活動をしている子どもほど、礼儀やコミュニケーション能力などの生活する上での力「生活スキル(技能)」が高い傾向になるそうです。また保護者から「もっとがんばりなさい」といった叱咤激励が少なく、保護者と趣味などを一緒に楽しむ経験が多いほど、その力が高くなるということでした。

日々の生活中では、意識しなければ家族みんなで過ごす時間は少なくなりがちです。毎月第3日曜日は「家庭の日」。本格的な秋を迎え、イベントや地域の行事も盛りだくさんです。意識して学校や地域の行事に参加したり、スポーツや芸術の秋を楽しんだりしてみてはいかがでしょうか。そしてそこから、キラリと光る新しい上尾の魅力を見つけてみてください。

くらし
フェスタ

上尾消費生活展

上尾消費生活展実行委員会
(消費生活センター内)
TEL775-0800・FAX776-4600

時11月21日(土)・22日(日)10~15時 所
上尾市コミュニティセンター 内暮
らしに役立つ情報パネル展示(食・環境・福祉・防災など)、クイズラリー、手作り製品・名産品・農産物・軽食販売、フリーマーケット、かえっこバザール、廃油石けん作り、体組計測定、暮らしとお金の相談、ユニバーサルカフェ、認知症センター養成講座(22日だけ)、包丁研ぎ(22日だけ)など 費一部を除き無料 申
イベントにより事前申し込みが必要
※詳しくは実行委員会事務局へ問い合わせてください。



昨年のくらしフェスタ

●紙芝居上演
(手作り紙芝居 やぎさん一座)
時11月21日①11時~②13時~ 定①
50人(先着順)②30人(先着順)



やぎさん一座の紙芝居

●子どもわくわく
~大人なつかし体験教室~
時11月21・22日10時~ 内工作(竹とんぼなど) 定各日100人(先着順)



竹とんぼの工作

●消費生活展特別企画「マジック
ショー」(出演／上尾マジッククラブ)
時11月22日 ①10時
30分~②13時30分
~ 定各回300人



●映画上映『繕い裁つ人』
時11月21日①10時30分~②13時~(開場／各回上映の15分前) 内町の仕立て屋の頑固な二代目店主と常連客らが織り成す日々を描いた作品。監督／三島有紀子、主演／中谷美紀
費大人／999円、高校生以下／500円
問上尾に「まちの映画館」をつくる会
の佐藤 TEL070-5545-9821



©2015 池辺葵／講談社・「繕い裁つ人」製作委員会

時とき 所ところ 内内容 対象 費費用・金額
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

※記載のないものは「無料」
問い合わせ

定定員 持ち物

臨時福祉給付金の申請は
平成28年1月29日(金)までに

福祉総務課
FAX 775-5118
TEL 775-9846

給付金の対象になる可能性のある人には、すでに申請書を発送していますので、期限までに申請してください。【申請期限】平成28年1月29日(必着) 【平成27年1月1日時点】で上尾市の住民基本台帳に登録されており、平成27年度の市民税が課税されていない人(※平成27年度の市民税が課税されている人の扶養親族など)控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、事業専従者)や生活保護制度の被保護者などは対象にななりません。【支給額】支給対象者1人につき6千円(1回限り) 【申請方法】原則、郵送 ※福祉総務課でも受け付けます(平日祝、12月29日(火)～平成28年1月3日(日)を除く)。問
題
臨時給付金について／上尾市臨時給付金「ホールセンター」(0800-805-8566(平成28年1月29日までの9時～17時(土日祝、12月29日～平成28年1月3日を除く)) 申請について／上尾市臨時給付金問い合わせ専用電話(75-5182(12月28日㈪まで)(土日祝を除く)

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(木)～25日(水)

男女共同参画推進センター TEL 778-5111・FAX 778-5112



女性に対する暴力根絶 のための シンボルマーク

「データDV」という言葉を聞いたことがありますか？

夫婦やパートナーなどの親密な間柄で行われる暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。DVは大人だけではなく、大学生や高校生など、交際する者同士の間でも起きています。この交際相手からの暴力を「デートDV」といい、男性も女性も被害者になる可能性があります。DV、デートDVは身近にあります。内閣府の調査では、女性の場合、配偶者からは約4人に1人、同居(同棲)する交際相手からは約3人に1人、交際相手からは約5人に1人が被害に遭っています。

デートDVチェックリスト

彼または彼女が…

- メールの返事をすぐ返さないと怒る
 - メールをチェックする。勝手にアドレスを削除する
 - 「バカ」「ブス」「デブ」などバカにしたことを言う
 - 他の人と仲良くしていると責めたり、友達付き合いを制限したりする
 - 自分の言う事を聞かないと怒る、大声を出す、物を投げつける
 - 殴ったり、蹴ったり、髪の毛を引っ張ったりする
 - キスや性行為を無理に要求したり、避妊に協力しない)

デートDVは相手を尊重していない行為です！
一つでも該当すれば、デートDVの関係かも…。

●「別れたらいいのに」と思うかもしれません…

人生経験の未熟な若者は、デートDVの関係では、「自分さえ我慢すれば…」「愛されているから怒られるのだ…」などと思い被害の認識がなく、また「別れたら、絶対に許さない」「自殺する」と脅され、恐怖心から離れられないこともあります。

●交際相手との関係に悩んで相談されたら

ゆっくり話を聞いてあげましょう。そして、理由はどうあれ、「暴力を振るう行為は間違っている」「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。また家族や先生など身近な大人や専門の相談機関、緊急の場合は警察に勇気を持って相談するように勧めてください。

●相談窓口

一人で悩まず、まずは相談してください。特に記載のないものは祝日・年末年始が休みです(無料)。

相談機関	電話番号	相談時間など
上尾市男女共同参画推進センター(女性のためのDV電話相談)	778-5110	毎週木10～12時・13～16時 (予約不要)
上尾市男女共同参画推進センター(女性のための相談)		毎週(水)10～12時・13～16時 (1回の相談は50分・予約制)
上尾警察署 (警察安全相談担当)	773-0110	緊急の場合は110番
埼玉県男女共同参画推進センターWith Youさいたま	600-3800	(月)～(土)(第3土)を除く) 10時～20時30分
婦人相談センター (DV相談担当)	863-6060	(月)～(土)9時30分～20時30分、 (日)・祝9時30分～17時

※上尾市男女共同参画推進センターでは、配偶者暴力相談支援センター業務を行っています。

デートDV予防セミナー～交際相手との尊重する関係とは～

■11月16日(月)14~16時 所上尾市文化センター 内若者にも深刻な問題となるデートDVの理解と支援について学ぶ 【講師】西山さつきさん(NPO法人レジリエンス副代表) 内市内に在住・在勤の人 定150人(先着順) 申11月2日(月)から電話で男女共同参画推進センターへ ※一時保育希望の人は保育施設を紹介しますので、11月9日(月)までに連絡してください。

パート・アルバイトの 収入と税金

給与収入に対する税

パートやアルバイトなどで得た収入は給与所得として所得税・住民税(市・県民税)の課税対象になります。税金の種類により算出方法が異なるので注意が必要です。

①所得税 所得税の計算は、パートやアルバイトの1年間(1月1日~12月31日)で得た収入から、給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた金額に、定められた税率を掛けて算出します(例1参照)。

【例1】収入が給与収入だけで120万円、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入)-65万円(給与所得控除)-38万円(基礎控除)=17万円(課税所得金額)

17万円(課税所得金額)×5.105%_{レバ}(合計税率)=8,600円(所得税額)

※給与所得控除額や税率は、金額により異なります。

※合計税率は税率に復興特別所得税率2.1%_{レバ}を含めたものです。所得税額は100円未満の端数を切り捨てています。

②住民税(市・県民税) 住民税には均等割と所得割があります(表1・例2参照)。

均等割／前年の合計所得金額が31万5,000円(給与収入96万5,000円)を超えると、年額5,000円の均等割が課税されます(扶養親族がない場合)。

所得割／前年の総所得金額等が35万円(給与収入100万円)を超えると課税されます(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)。算出方法は、原則として所得税と同じですが、基礎控除33万円など所得控除の額と税率が異なります。

配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられる場合があります(表2参照)。

夫(妻)に所得があり、配偶者の収入が給与(パート・アルバイト)だけで、年間103万円以下なら配偶者控除38万円(住民税は33万円)、103万円を超えて141万円未満なら配偶者特別控除(金額は所得税・住民税とも収入により異なる)を所得控除として差し引くことができます。ただし、夫(妻)の合計所得金額が1,000万円(年間給与収入で約1,231万円)を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

所得税の問い合わせ

⇒上尾税務署 0470-1800(代表)自動音声案内の「2」を選択

住民税の問い合わせ

⇒市民税課 0477-5131・0477-9846

【表1】給与収入に対する住民税額速算表(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)

給与収入 (万円)	給与所得 (万円)	平成27年度住民税額(円)		
		所得割額	均等割額	年税額
0~96.5	0~31.5	0	0	0
100	35	0		5,000
103	38	2,500		7,500
110	45	9,500		14,500
115	50	14,500	5,000 (年額)	19,500
120	55	19,500		24,500
125	60	24,500		29,500
130	65	29,500		34,500

※所得割額は給与所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額に10%_{レバ}の税率を掛け、さらに人的控除額の差(この場合は5万円)を調整するために5%_{レバ}である2,500円を減額しています。

※人的控除額の差=基礎控除や扶養控除などの「人的控除」は、所得税と住民税では控除額に差があります。例えば基礎控除の場合、所得税の控除額は38万円ですが、住民税は33万円です。

【例2】収入が給与収入のみで120万円、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入)-65万円(給与所得控除)-33万円(基礎控除)=22万円(課税所得金額)

22万円(課税所得金額)×10%_{レバ}(税率)-2,500円(調整控除)=1万9,500円(所得割)

1万9,500円(所得割)+5,000円(均等割)=2万4,500円(住民税額)

※給与所得控除は金額により異なりますが、税率は一律10%_{レバ}です。

調整控除とは 税源移譲により生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の差額による負担増を調整するための控除です。この控除額は人の控除の内容や、課税所得金額により金額が異なります。

ご注意ください 所得税と住民税(市・県民税)では、課税が発生する金額が異なります。収入が給与収入だけで、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合、住民税は96万5,000円を超えると課税対象になりますが、所得税は103万円を超えると課税対象になります。

【表2】パート収入に対する所得税の配偶者控除額、配偶者特別控除額

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38(33)万円	-
103万円超105万円未満	-	38(33)万円
105万円以上110万円未満	-	36(33)万円
110万円以上115万円未満	-	31(31)万円
115万円以上120万円未満	-	26(26)万円
120万円以上125万円未満	-	21(21)万円
125万円以上130万円未満	-	16(16)万円
130万円以上135万円未満	-	11(11)万円
135万円以上140万円未満	-	6(6)万円
140万円以上141万円未満	-	3(3)万円
141万円以上	-	-

※()は住民税の控除額です。

時とき 所ところ 内内容 対象 費用・金額
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

費用・金額
問い合わせ

※記載のないものは「無料」

定定員

持持物



かけがえのないあなたの一票を大切に 上尾市議会議員 一般選挙

投票は12月6日(日)7:00~20:00

選舉管理委員會事務局 ☎775-9689・㈹775-9819

任期満了に伴う上尾市議会議員一般選挙は11月29日(日)に告示され、12月6日(日)に投・開票が行われます。

この選挙は私たちの豊かな郷土・上尾を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。なお、市議会議員の定数は30人です。

投票できる人

次の要件に当てはまり、選挙人名簿に登録されている人です。【年齢】平成7年12月7日までに生まれた満20歳以上の人 【住所】平成27年8月28日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

①注意

8月29日以降に他市区町村から上尾市へ転入の届け出をした人は、選挙人名簿に登録されていないため、今回の選挙は投票できません。また投票日までに上尾市から転出する人も投票できません。

期日前(不在者)投票 投票日の当日、仕事などで投票できない人のために

上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は投票日のこと

前日までに期日前(不在者)投票ができます。

■期日前投票

- ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- ・旅行や外出などで投票日の当日に投票区内にいない
- ・病気、けが、妊娠などの理由で投票所へ行くことが困難

*投票所入場券(届いている場合)をお持ちください。

■不在者投票

- ・仕事先や旅行先など滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。事前の手続きが必要です。市選挙管理委員会事務局に早めに問い合わせてください。

●病院などで

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票すること

ができます。

投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人は、11月下旬に投票所入場券を郵送します。

投票所入場券は庄着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の投票所入場券が入っています。本人分を切り離し、氏名を確かめてから、投票所にお持ちください。また、投票所入場券の裏面に「宣誓書(兼請求書)」が印刷しています。期日前投票をする場合は、入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。投票日当日に投票する場合は、記入の必要はありません。

入場券が見当たらぬ場合でも、本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出てください。



期間：11月30日(月)～12月5日(土)

尾山台出張所 9:30～17:00



上尾市プラザ22 9:30～20:00



上尾市役所 8:30～20:00



期日前(不在者)投票所

11月30日(月)～12月5日(土)に、上図の投票所で期日前投票ができます。

代理・点字・郵便投票

身体が不自由な人のために、次のような投票方法がありますのでご利用ください。

代理投票

身体の不自由な人や、自分で字を書くことができない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が代わって記入します。係員は投票内容を絶対に他人に話してはいけないことになっていますので、安心してください。

点字投票

目の不自由な人のために点字器と点字用投票用紙を用意しています。投票所の係員に申し出てください。

郵便投票

郵便投票制度を利用できる人は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人または介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害がある投票所へ行くことができない人です。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。※身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては郵便

等投票証明書の交付が受けられないことがありますので、詳しくは市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

選挙公報の配布

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までにポスティングにより配布しますので、投票の参考にしてください。なお、市役所1階総合案内、各支所、出張所、郵便局などに備えていますので、ご利用ください。

開票は即日、市民体育館で

今回の市議会議員一般選挙は、次のように即日開票されます。また投票・開票速報は市ホームページでも発表します。時 12月6日(日)21時～



上尾市長選挙

投・開票日は
2月7日(日)

任期満了に伴う上尾市長選挙の選挙期日などが決まりましたので、お知らせします。

【選挙期日】平成28年2月7日(日) 【告示日】平成28年1月31日(日)

●立候補予定者説明会

時 12月28日(月)9時30分～ 所 市役所7階大会議室 内 立候補届け出の手続きなど



時とき 所ところ 内内容 対象
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

費用・金額 ※記載のないものは「無料」
問い合わせ

定定員

持持物